

# 浜中町農業経営基盤強化促進基本構想

平成29年1月

— 浜 中 町 —

# 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・・・・・・ P - 1
第2 経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに 農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	・・・・・・・・ P - 4
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の権利関係の改善に関する事項	・・・・・・・・ P - 23
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・・・・・・ P - 23
第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	・・・・・・・・ P - 35
第6 その他	・・・・・・・・ P - 39

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1、浜中町の位置・気候等

浜中町は、北海道釧路総合振興局管内の東端に位置し、南東は太平洋に面し、東北部は根室市と別海町、西は厚岸町に接する農業、漁業を基幹産業とする町である。東西19.63km、南北51.05km、総面積423.43km<sup>2</sup>を有し、内陸部の中央をJR花咲線と国道44号線が東西に縦貫し、その南部の多くは森林地帯で、北部一帯は比較的平坦な丘陵の農村地帯である。気候は一般に冷涼で、年間平均気温5～6℃、積算気温は2,000℃前後と低く、春から夏にかけて沿岸部を中心に海霧が発生しやすい。降水量は年間1,200mm程度で、春から秋にかけて多い。降雪量は比較的少なく積雪深は最大で50cm程度と浅いために土壌の凍結深が比較的深い。

## 2、浜中町農業の現状

浜中町の農業は、大正9年の集団移民による開拓が始まりと言われ、この間幾多の変遷を経ながら、昭和31年高度集約酪農経営地域の指定を受け、酪農専営地域としての経営確立方針のもとに、各種制度事業の積極的な導入により土地基盤整備、近代化施設整備等が進められ、農業生産基盤の拡充がなされてきた。浜中町の農業形態は、全町的に酪農・肉用牛生産が主体で内陸部の酪農専業地域のほか、一部海岸地域で漁牧混同経営が営まれている。

耕地面積は約14,000haと行政面積の3分の1を占めその殆どが牧草地で、各種農業・農村整備事業の実施により土地基盤整備が図られたが、中でも昭和43年事業着工、総事業費272億円をもって平成3年度に完了した国営総合農地開発事業(茶内地区)によるところが大きい。これら農業・農村整備事業の導入による農地の造成と離農跡地の集積により個別経営規模が拡大され、併せて近代化施設整備等が急速に進められてきた。

このように浜中町の農業は、恵まれた土地資源を背景に土地利用型酪農地域として乳牛の多頭化が進み、年間生乳生産量10万トンを超える生産が行なわれており、農用地の利活用及び農業生産の大部分を専業農家と第1種兼業農家が担っている。

しかしながら近年は、高齢化・後継者不在農家に加えて、生産資材の高騰など厳しい経営環境にあり、経営意欲の減退や経営の悪化が懸念される農家も見られる。加えて、WTO・EPA問題、更にはTPP協定に関する動きなど国際環境が、国内農業取り分け本町の酪農畜産経営に与える影響が懸念される。

また、離農等による農用地の実態は、これまで資産的保有傾向が強いこともあって利用権設定面積が全体の10%超を占め、流動化が必ずしも顕著な進展を見ないまま推移してきたが、戸当たり経営規模及び生産量は着実な伸びを示している。しかし、今後の国内外の経済の動向と農業情勢の推移等によっては、一部地域で遊休化も懸念される。

これらへの対策として、引続き農業後継者対策や新規参入者の誘致を進める必要があり、有限会社浜中町就農者研修牧場を核とした新規参入者の育成確保と支援対策を積極的に推進し、新規就農可能地については、北海道農業公社の実施する事業の導入などにより農家戸数の維持に努める一方、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積を図っているが、今後も一層の推進に努めていかなければならない。

### 3、浜中町農業の目指す姿

浜中町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な農業指標は、本町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね490万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現させ、またこれらの経営が本町の農業生産の相当部分を担うよう、より発展した農業経営基盤の確立を目指す。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあつては主たる従業者)の就農5年後における所得水準及び労働時間は前述によりおおむね達成することを目指す。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目指す。

また、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者及び農業法人や農業に関係する団体または農業と他産業が連携した多様な経営体が、地域の農業振興を図るために行なう自主的な努力を助長し、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指す活動を支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施していく。

このため浜中町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分な相互の連携の下で濃密な指導を行なう指導体制として、浜中町農業政策推進会議、浜中町農業技術員連絡協議会、浜中町地域担い手育成総合支援協議会を核とし、町全域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

更に望ましい経営を目指す農業者に対しては、上記指導体制に浜中町酪農技術センターの各種分析機能の活用に加え、適切な営農診断、営農改善の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行なうこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、「緑の回廊づくり」を推進するなど自然環境の維持・保全や農村景観づくりに積極的に取り組んでおり、消費者が求める食の安全・安心に応えるクリーン農業の構築に努め、新しい農業生産・農村づくりに引続き積極的に取り組んでいく。

#### ア 農地流動化・生産組織

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、従来実施している浜中町農業委員会を核とした農地移動適正化あっせん事業を一層推進し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、出来るだけ地域農業者間の調整を尊重しつつも、交換分合事業の実施等所有権移転を視野に土地利用調整を全町的に展開して担い手農業者の農地が集積されるよう努める。

更には、このような農地流動化対策の促進による経営規模拡大と併せて、農作業受委託事業による実質的な作業単位の拡大、経営の協業化・集団化を検討し、意欲的な農業経営の規模拡大と効率化に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な役割を持っている。今後、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、浜中町の平成37年度における農業法人数の目標を20経営体(平成28年4月現時:12経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

#### イ 新規就農者の育成・確保

浜中町の平成28年度(平成28年4月現在)の新規就農者は5人であり、基幹作物である生乳生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このため、国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、浜中町においては10年間で30人の新規就農者を目標とする。

上記に掲げるような、新たに農業経営を営もうとする青年などを育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

就農準備に向けては、(有)浜中町就農者研修牧場での実践的な研修をはじめ、指導農業士等による農家研修や農業大学校等における実践的研修教育により、技術の習得を図るとともに、農地や畜舎等の経営資源に関する情報の提供や各種補助事業を活用した習得の支援、また、農業法人等への雇用の推進などにより、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。この場合において、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。

就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して、技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・確保に努める。

#### ウ 女性農業者が活躍できる環境づくり

女性が積極的に参画する経営体において、優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進する。

#### エ 農業経営改善計画認定制度

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条の農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定を受けた農業者及び水準に到達している農業者(以下「認定農業者等」という。)への、農業委員会の支援による農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・団体と濃密な連携をしつつ、本町が主体となって制度の積極的な活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、必要に応じて当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行なう。

## オ 農業生産・農村生活環境

効率的かつ安定的な農業経営の方向は、規模拡大志向とは必ずしも合致せず、ゆとりある農村生活を目指すため、適正規模の維持・効率化や新たな経営のあり方も検討していくものとする。余暇の拡充・労働軽減のためには、今後も酪農ヘルパー制度など外部委託の活用を勧めるほか、非農家からの補助労働の提供を受けることにより、農村コミュニティの維持が図られるよう地域全体としての発展に結び付けていくものとする。

関係者に対しては、法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていく。

個々の農業経営においては、経営と家計との分離、特に女性の能力と立場を尊重した労働報酬の明確化などの家族経営協定を取り進めて行くものとする。

なお、本町の基幹産業である農業の安定的な発展のため、地域資源の牧草を活かした放牧酪農を展開するなど豊富な農村景観等農業の持つ多面的な機能にも配慮しながら、環境との調和を保ちつつ持続可能な農業を基本理念に各種取組みを進める。このため、農業施設や住宅周辺の清掃整理や花壇づくりなど快適な農村生活環境整備に努める。また、「緑の回廊づくり」を推進するなど自然環境の維持・保全に配慮しながら、新しい農業生産・農村づくりに努めていくものとする。

特に本町の農村地域の河川の殆どが他管内(根室)の漁業生産活動の場である湖内に流入しているなど、家畜ふん尿等の適正処理は地域農業の重要な課題である。環境保全と資源の有効利用(リサイクルによる購入肥料の節減)の観点から「国営環境保全型かんがい排水事業(はまなか地区)(平成14年度事業着手～平成23年度完了)」によるスラリーの有効活用と事業完了後の施設の維持管理を図るとともに、引続き家畜ふん尿の適正農地還元処理と併せて生産・生活雑排水等の適正処理を推進しクリーン農業・農村生活の推進に努める。

## カ 営農指導体制

浜中町は、農業関係機関・団体に構成する浜中町農業技術員連絡協議会と連携し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体、又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に浜中町酪農技術センターの各種分析結果等をもとに、営農改善方策の提示の重点的指導と合わせ必要に応じ研修を実施する。

特に規模拡大、経営改善をめざす農業経営が展開しつつある本町においては、適切な資金計画の下で施設等への投資を行なっていくため、浜中町農業政策推進会議(幹事会)の意見等を参酌し、日本政策金融公庫帯広支店の参画を得て、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施するほか、浜中町農業金融制度総合推進会議及び地域農業総合整備資金融資協議会の審査を経て、各種制度資金の貸付を実行する。

## キ 総合計画等との連携

平成22年2月に策定した「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画(平成22年度～平成31年度)」で示された酪農業の諸施策を踏まえ、本基本構想を推進していくものとする。国際化に対応できる足腰の強い農業経営基盤を目指すために、関係機関・団体は農業生産者とともに各種事業を展開していくものとする。

## 第2 経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業 経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について示すと、次のとおりである。

## 酪農

- ① 酪農専業Ⅰ型(繋ぎ・パイプライン・分離給与方式・コントラ)  
経産牛40頭、経営面積42.0ha、生乳生産量300t
- ② 酪農専業Ⅱ型(繋ぎ・パイプライン・分離給与方式・コントラ)  
経産牛60頭、経営面積65.0ha、生乳生産量450t
- ③ 酪農専業Ⅲ型(繋ぎ・パイプライン・TMR・コントラ)  
経産牛80頭、経営面積70.0ha、生乳生産量640t
- ④ 酪農専業Ⅳ型(フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・搾乳ロボット・コントラ)  
経産牛80頭、経営面積70.0ha、生乳生産量640t
- ⑤ 酪農専業Ⅴ型(フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・コントラ)  
経産牛120頭、経営面積105.0ha、生乳生産量960t
- ⑥ 酪農専業Ⅵ型(フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・搾乳ロボット・コントラ)  
経産牛120頭、経営面積105.0ha、生乳生産量960t
- ⑦ 酪農専業Ⅶ型(フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・コントラ)  
経産牛240頭、経営面積205.0ha、生乳生産量1,920t
- ⑧ 酪農専業Ⅷ型(フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・コントラ)  
経産牛400頭、経営面積330.0ha、生乳生産量3,200t

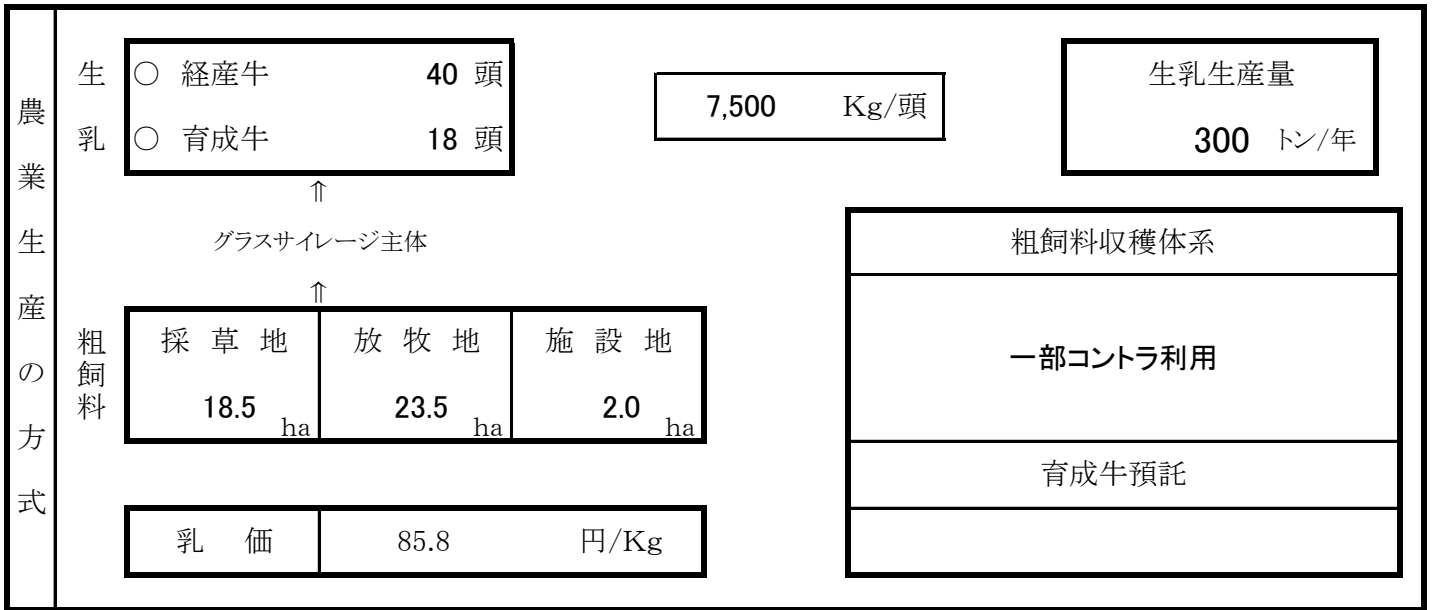
## 畜産

- ① 育成牛・肉用牛専業  
繁殖牛、育成牛(ホル、F1、黒毛)、草地、飼養施設一式
- ② 養豚専業(組織経営体)  
繁殖豚、肥育豚、飼養施設一式

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 I 型	經營規模	經產牛 40 頭
------	----------	------	----------

【繋ぎ・パイプライン・分離給与方式・コントラ】



○生産状況

分類	種類名 区分		頭数	単位生産	生産量
			(頭)	(Kg/頭)	(t)
家畜	經產牛		40	7,500	300
	育成牛		18	販売頭数	
				・廢用牛 8 頭	
				・初生牛 28 頭	
			・黒毛和牛 0 頭		
			・初妊牛 0 頭		
常時飼養頭数			58	合計	36 頭

○ 施設・機械等

建物・施設	区分	所有	農作業機械	区分	所有
	成牛舎	1		トラクター本機	1
育成牛舎	1	フロントローダ	1		
尿溜	1	ブロードキャスター	1		
堆肥舎	1	スラリータンカー	1		
車庫	1	モアコンディショナー	1		
バンガーサイロ	3	ロールベアラー	1		
倉庫(D型ハウス)	1	テッダーレーキ	1		
		ベールラッパー	1		
		軽トラック	1		
飼養部門	バルククーラー	1			
	パイプラインミルク	6			
	バークリーナー	1			
	ロールカッター	1			
	コンピュータ	1			
	換気ファン	6			
	電気牧柵機	1			
	トラクター	1			
	除雪機	1			
	尿圧送ポンプ	1			

分類	作物名 区分		面積	単位生産	生産量
			(ha)	(Kg/10a)	(t)
粗飼料	牧草	採草	18.5	3,800	70
	牧草	放牧	23.5	3,100	73
經營面積 計			42.0	うち借入地 3.9 ha	
施設用地			2.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
2 人	0 人	1.8 人



◎ 経 営 の 概 要 ◎

対尻式繋ぎ・パイプラインラインミルクカー飼養管理方式で、家族労働中心の経産牛40頭・年間生乳生産量300トンの実現。集約放牧技術の選択が特徴。

牛舎はつなぎ40頭タイプ。更新産次4産、分娩間隔13.0月で収益率を上げるのが特徴。搾乳牛は自家更新。糞尿処理は堆肥盤、尿溜利用で草地に全量還元。

牧草の栽培管理、ロール(1番草)運搬作業はコントラ利用。2年に1度タンカル施用。放牧地利用は春期から秋期まで確保する。(夏期間は昼夜放牧)

飼料給与方法は分離給与とする。粗飼料は放牧主体。集約放牧地がある程度確保されていることが条件。冬期飼料はきざみグラスサイレージを利用する。

草地更新作業は、簡易更新技術の導入により草地更新率を向上(更新機械-JA所有)。堆きゅう肥の完全利用による化学肥料の低減。尿散布作業機は5戸共同利用。

育成牛(6~24ヶ月)の1/3は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

酪農技術センター、酪農ヘルパー等の利用により乳牛飼養管理、乳質向上、適正な施肥管理、良質粗飼料の確保を図りコスト低減、経営の合理化を図る。年間48日の休日確保。

○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	29,878	農業所得率②	22.7 %	家族総労働時間 3,632	
生乳	25,740	農業所得③	8,843 千円		
個体	4,138	農業所得率④	29.6 %		
その他		見積自家労賃	4,871 千円		
		農業利益	1,915 千円	経営主	1,970
		農業利益率	6.4 %	経営主婦人	1,286
		農家所得	6,786 千円		
経営費計	23,092	キャッシュフロー	8,843 千円		
減価償却費	2,057	事業主勘定	6,000 千円		
農業所得①	6,786			雇用労働時間	
※①②=経営費に減価償却費を含む ③④=経営費に減価償却費を含まない					376

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 II 型	經營規模	經產牛 60 頭
------	-----------	------	----------

【繋ぎ・パイプライン・分離給与方式・コントラ】

農業生産の方式	生乳	○ 經產牛 60 頭	7,500 Kg/頭	生乳生産量 450 トン/年	
		○ 育成牛 31 頭			
		↑ グラスサイレージ主体			
	粗飼料	採草地 29.0 ha	放牧地 36.0 ha	施設地 2.0 ha	粗飼料収穫体系 一部コントラ利用 育成牛預託
		乳 価 85.8 円/Kg			

○生産状況

分類	種類名 区分	頭数 (頭)	単位生産 (Kg/頭)	生産量 (t)
家畜	經產牛	60	7,500	450
	育成牛	31		
			販売頭数 ・廢用牛 14 頭 ・初生牛 40 頭 ・黒毛和牛 0 頭 ・初妊牛 0 頭	
	常時飼養頭数	91	合計	54 頭

分類	作物名	区分	面積 (ha)	単位生産 (Kg/10a)	生産量 (t)
粗飼料	牧草	採草	29.0	3,800	110
	牧草	放牧	36.0	3,100	112
經營面積 計			65.0	うち借入地 6.0 ha	
施設用地			2.0		

○ 施設・機械等

建物	区分	所有	農作業機械	区分	所有
建物	成牛舎	1	農作業機械	トラクター本機	1
	育成牛舎	1		フロントローダ	1
	尿溜	1		ブロードキャスター	1
	堆肥舎	1		スラリータンカー	1
	車庫	1		尿散布機	1
	バンガーサイロ	3		マニユアスプレッダー	1
	倉庫(D型ハウス)	1		モアコンディショナー	1
				ロールベアラー	1
				テッダーレーキ	1
				ベールラッパー	1
飼養部門	バルククーラー	1	トラック	1	
	パイプラインミルク	6	軽トラック	1	
	バークリーナー	1			
	ロールカッター	1			
	コンピュータ	1			
	換気ファン	6			
	電気牧柵機	1			
	トラクター	1			
	除雪機	1			
	尿圧送ポンプ	1			

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
2 人	0 人	1.8 人

◎ 経 営 の 概 要 ◎

対尻式繋ぎ・パイプラインラインミルクカー飼養管理方式で、家族労働中心の経産牛60頭・年間生乳生産量450トンの実現。集約放牧技術の選択が特徴。

牛舎はつなぎ60頭タイプ。更新産次4産、分娩間隔13.0月で収益率を上げるのが特徴。搾乳牛は自家更新。糞尿処理は堆肥盤、尿溜利用で草地に全量還元。

牧草の栽培管理、ロール(1・2番草)運搬作業はコントラ利用。2年に1度タンカル施用。放牧地利用は春期から秋期まで確保する。(夏期間は昼夜放牧)

飼料給与方法は分離給与とする。粗飼料は放牧主体。集約放牧地がある程度確保されていることが条件。冬期飼料はきざみグラスサイレージを利用する。

草地更新作業は、簡易更新技術の導入により草地更新率を向上(更新機械-JA所有)。堆きゅう肥の完全利用による化学肥料の低減。尿散布作業機は5戸共同利用。

育成牛(6～24ヶ月)の1/3は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

酪農技術センター、酪農ヘルパー等の利用により乳牛飼養管理、乳質向上、適正な施肥管理、良質粗飼料の確保を図りコスト低減、経営の合理化を図る。年間48日の休日確保。

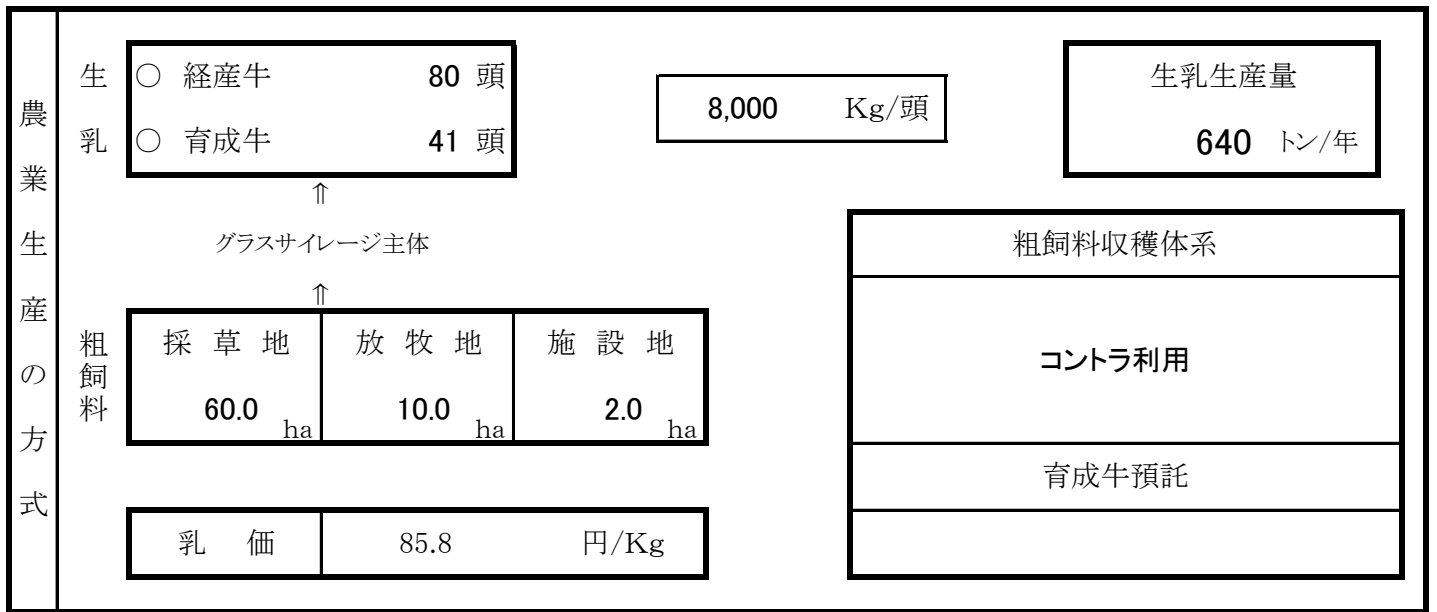
○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	44,093	農業所得率②	20.2 %	家族総労働時間 3,895	
生乳	38,610	農業所得③	13,339 千円		
個体	5,483	農業所得率④	30.3 %		
その他		見積自家労賃	5,097 千円		
		農業利益	3,790 千円		
		農業利益率	8.6 %	経営主	1,970
		農家所得	8,887 千円	経営主婦人	1,437
経営費計	35,206	キャッシュフロー	13,339 千円		
減価償却費	4,452	事業主勘定	8,000 千円		
農業所得①	8,887				
※①②＝経営費に減価償却費を含む ③④＝経営費に減価償却費を含まない				雇用労働時間 488	

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 III 型	經營規模	經產牛 80 頭
------	------------	------	----------

【繋ぎ・パイプライン・TMR・コントラ】



○生産状況

分類	種類名 区分	頭数 (頭)	単位生産 (Kg/頭)	生産量 (t)
家畜	經產牛	80	8,000	640
	育成牛	41		
				販売頭数 ・廢用牛 19 頭 ・初生牛 53 頭 ・黒毛和牛 0 頭 ・初妊牛 0 頭
	常時飼養頭数	121		合計 72 頭

○ 施設・機械等

建物	区分	所有	農作業機械	区分	所有
建物	成牛舎	1	農作業機械	トラクター本機	2
	育成牛舎	1		フロントローダ	1
	尿溜	1		ブロードキャスター	1
	堆肥舎	1		スラリータンカー	1
	車庫	1		尿散布機	1
	バンガローサイロ	4		マニユアスプレッダー	1
	倉庫(D型ハウス)	1		モアコンディショナー	1
				ロールベアラー	1
				テッダーレーキ	1
				ベールラッパー	1
飼養部門	バルククーラー	1	トラック	1	
	パイプラインミルク	8	軽トラック	1	
	バークリーナー	1			
	サイレージカッター	1			
	コンピュータ	1			
	自動給餌機	1			
	換気ファン	6			
	尿圧送ポンプ	1			
	トラクター	1			
	除雪機	1			
電気牧柵機	1				

分類	作物名 区分	面積 (ha)	単位生産 (Kg/10a)	生産量 (t)
粗飼料	牧草 採草	60.0	3,800	228
	牧草 放牧	10.0	3,100	31
經營面積 計		70.0	うち借入地 6.4 ha	
施設用地		2.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
3 人	0 人	2.3 人

◎ 経 営 の 概 要 ◎

対尻式繋ぎ・パイプラインラインミルクカー飼養管理方式で、家族労働中心の経産牛80頭・年間生乳生産量640トンの実現。集約放牧技術の選択が特徴。

牛舎はつなぎ80頭タイプ。更新産次4産、分娩間隔13.0月で収益率を上げるのが特徴。搾乳牛は自家更新。糞尿処理は堆肥盤、尿溜利用で草地に全量還元。

牧草の栽培管理、サイレージ調製作業はコントラ利用。2年に1度タンカル施用。放牧地利用は夏期間制限放牧。

粗飼料はきざみサイレージ。飼料給与方式はミキシングワゴン等を利用しTMRで給与する。

草地更新作業は、簡易更新技術の導入により草地更新率を向上(更新機械-JA所有)。堆きゅう肥の完全利用による化学肥料の低減。尿散布作業機は5戸共同利用。

育成牛(6～24ヶ月)の1/3は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

酪農技術センター、酪農ヘルパー等の利用により乳牛飼養管理、乳質向上、適正な施肥管理、良質粗飼料の確保を図りコスト低減、経営の合理化を図る。年間48日の休日確保。

○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	63,059	農業所得率②	17.1 %	家族総労働時間 4,222	
生乳	54,912	農業所得③	18,140 千円		
個体	8,147	農業所得率④	28.8 %		
その他		見積自家労賃	5,815 千円		
		農業利益	4,950 千円	経営主	1,917
		農業利益率	7.8 %	経営主婦人	423
		農家所得	10,765 千円	後継者	1,546
経営費計	52,294	キャッシュフロー	18,140 千円		
減価償却費	7,375	事業主勘定	10,000 千円		
農業所得①	10,765			雇用労働時間	
※①②＝経営費に減価償却費を含む ③④＝経営費に減価償却費を含まない					336

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 IV 型	經營規模	經產牛 80 頭
------	-----------	------	----------

【 フリーストール・ミルクパラー・TMR・搾乳ロボット・コントラ 】

農業生産の方式	生乳	○ 經產牛 80 頭	8,000 Kg/頭	生乳生産量 640 トン/年	
		○ 育成牛 41 頭			
		↑ グラスサイレージ主体			
	粗飼料	採草地 60.0 ha	放牧地 10.0 ha	施設地 2.0 ha	粗飼料収穫体系 コントラ利用 育成牛預託
		乳 価 85.8 円/Kg			

○生産状況

分類	種類名 区分	頭数 (頭)	単位生産 (Kg/頭)	生産量 (t)
家畜	經產牛	80	8,000	640
	育成牛	41		
				販売頭数 ・廃用牛 19 頭 ・初生牛 53 頭 ・黒毛和牛 0 頭 ・初妊牛 0 頭
	常時飼養頭数	121		合計 72 頭

○施設・機械等

区分	所有	区分		
建物・施設	FS牛舎	1	トラクター本機	2
	FS育成牛舎	1	フロントローダ	1
	哺育・乾乳・分娩舎	1	ブロードキャスター	1
	飼料調製庫	1	スラリートンカー	1
	バンガースイロ	3	尿散布機	1
	堆肥舎	1	マニユアスプレッダー	1
	スラリーストア	1	モアコンディショナー	1
			ロールベアラー	1
			テッダーレーキ	1
			ベールラッパー	1
飼養部	バルククーラー	1	トラック	1
	搾乳ロボット	1	軽トラック	1
	バーンスクレッパー	1		
	サイレージカッター	1		
	TMRミキサー	1		
	スキッドローダー	1		
	自動給餌ロボット	1		
	コンピュータ	1		
	換気扇	7		
	曝気ポンプ	1		
スラリーストア	1			
トラクター	1			
除雪機	1			
電気牧柵機	1			

分類	作物名 区分	面積 (ha)	単位生産 (Kg/10a)	生産量 (t)
粗飼料	牧草 採草	60.0	3,800	228
	牧草 放牧	10.0	3,100	31
經營面積 計		70.0	うち借入地 6.4 ha	
施設用地		2.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
2 人	0 人	1.8 人

## ◎ 経営の概要 ◎

フリーストール方式・ミルクパーラー方式で牛群管理。経産牛80頭・年間640トンを目指す経営体。搾乳ロボットの導入により労働時間の軽減を図る。

牛舎はフリーストール80頭タイプ。更新産次4産、分娩間隔13.0月で収益率を上げるのが特徴。搾乳牛は自家更新。

牧草の栽培管理、サイレージ調製作業は全面コントラで実施。粗飼料はきざみサイレージ。飼料給与方式はミキシングワゴン等を利用しTMRで給与する。

草地更新作業は耕起による完全更新と簡易更新を組み合わせることでコントラ委託を進める。糞尿処理はスラリーで草地に全量還元し化学肥料の低減を図る。

育成牛(6～24ヶ月)の1/5は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件が整えば肉専用種を経営に補完。

酪農技術センター、酪農ヘルパー等の利用により乳牛飼養管理、乳質向上、適正な施肥管理、良質粗飼料の確保を図りコスト低減、経営の合理化を図る。年間48日の休日確保。

### ○主な経営成果

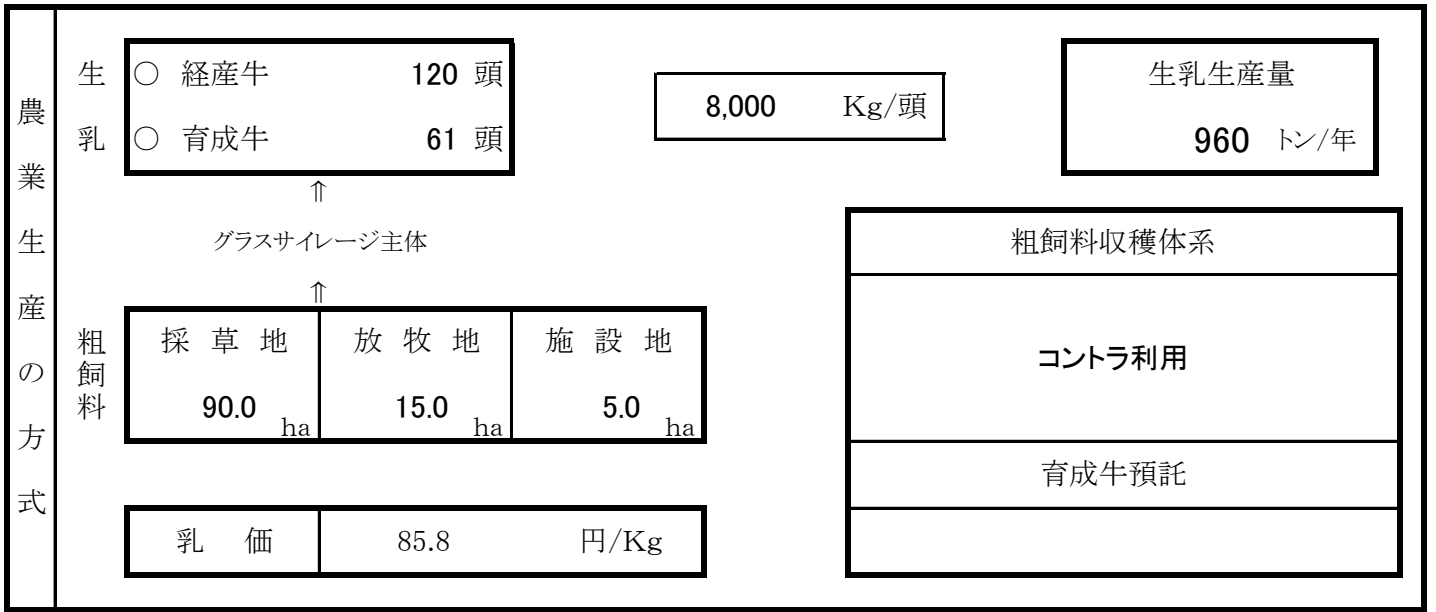
収支区分	金額(千円)	経営成果の要約	時間(hr)																		
収益計	63,059	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">農業所得率②</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">15.5 %</td> </tr> <tr> <td>農業所得③</td> <td style="text-align: right;">18,593 千円</td> </tr> <tr> <td>農業所得率④</td> <td style="text-align: right;">29.5 %</td> </tr> <tr> <td>見積自家労賃</td> <td style="text-align: right;">4,766 千円</td> </tr> <tr> <td>農業利益</td> <td style="text-align: right;">4,984 千円</td> </tr> <tr> <td>農業利益率</td> <td style="text-align: right;">7.9 %</td> </tr> <tr> <td>農家所得</td> <td style="text-align: right;">9,750 千円</td> </tr> <tr> <td>キャッシュフロー</td> <td style="text-align: right;">18,593 千円</td> </tr> <tr> <td>事業主勘定</td> <td style="text-align: right;">8,000 千円</td> </tr> </table>	農業所得率②	15.5 %	農業所得③	18,593 千円	農業所得率④	29.5 %	見積自家労賃	4,766 千円	農業利益	4,984 千円	農業利益率	7.9 %	農家所得	9,750 千円	キャッシュフロー	18,593 千円	事業主勘定	8,000 千円	家族総労働時間
農業所得率②	15.5 %																				
農業所得③	18,593 千円																				
農業所得率④	29.5 %																				
見積自家労賃	4,766 千円																				
農業利益	4,984 千円																				
農業利益率	7.9 %																				
農家所得	9,750 千円																				
キャッシュフロー	18,593 千円																				
事業主勘定	8,000 千円																				
生乳	54,912	3,354																			
個体	8,147	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">経営主</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>経営主婦人</td> <td style="text-align: right;">1,186</td> </tr> </table>	経営主	2,000	経営主婦人	1,186															
経営主	2,000																				
経営主婦人	1,186																				
その他																					
経営費計	53,309		雇用労働時間																		
減価償却費	8,843		168																		
農業所得①	9,750																				

※①②＝経営費に減価償却費を含む ③④＝経営費に減価償却費を含まない

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 V 型	經營規模	經產牛 120 頭
------	----------	------	-----------

【フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・コントラ】



○生産状況

分類	種類名 区分	頭数 (頭)	単位生産 (Kg/頭)	生産量 (t)
家畜	經產牛	120	8,000	960
	育成牛	61		
			販売頭数 ・廢用牛 28 頭	
			・初生牛 80 頭	
			・黒毛和牛 0 頭	
			・初妊牛 0 頭	
	常時飼養頭数	181	合計	108 頭

○ 施設・機械等

区分	所有	区分	所有	
建物	FS牛舎	1	トラクター本機	3
	FS育成舎	1	フロントローダ	1
	哺育・乾乳・分娩舎	1	ブロードキャスター	1
	飼料調製庫	1	スラリーストア	1
	バンガーサイロ	6	尿散布機	1
	車庫	2	マニユアスプレッダー	1
	倉庫(D型ハウス)	1	モアコンディショナー	1
			ロールベアラー	1
			テッダーレーキ	1
			ベールラッパー	1
飼養部	ミルクングパーラー	1	トラック	2
	バルククーラー	1	軽トラック	1
	バーンスクレッパー	1		
	サイレージカッター	1		
	TMRミキサー	1		
	スキッドローダー	1		
	自動給餌ロボット	1		
	コンピュータ	1		
	換気扇	14		
	曝気ポンプ	1		
スラリーストア	1			
トラクター	1			
除雪機	1			
電気牧柵機	1			
経営面積 計	105.0	うち借入地	9.7 ha	
施設用地	5.0			

分類	作物名 区分	面積 (ha)	単位生産 (Kg/10a)	生産量 (t)
粗飼料	牧草 採草	90.0	3,700	333
	牧草 放牧	15.0	3,100	47
経営面積 計		105.0	うち借入地	9.7 ha
施設用地		5.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
4 人	0 人	3 人



◎ 経 営 の 概 要 ◎

フリーストール方式・ミルクパラーは8頭Wヘリングボーン方式。家族労働中心の経産牛120頭・年間960トンの実現。集約放牧技術の選択が特徴。

牛舎はフリーストール120頭タイプ。更新産次4産、分娩間隔13.0月で収益率を上げるのが特徴。搾乳牛は自家更新。糞尿処理はスラリーで草地に全量還元。

牧草の栽培管理、サイレージ調製作業はコントラ利用。2年に1度タンカル施用。放牧地利用は夏期間制限放牧。

飼料はTMR調製飼料と放牧主体。集約放牧地がある程度確保されていることが条件。冬期飼料はきざみグラスサイレージ。

草地更新作業は簡易更新技術の導入により草地更新率を向上(更新機械-JA所有)。堆きゅう肥の完全利用による化学肥料の低減。

育成牛(6~24ヶ月)の1/5は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

酪農技術センター、酪農ヘルパー等の利用により乳牛飼養管理、乳質向上、適正な施肥管理、良質粗飼料の確保を図りコスト低減、経営の合理化を図る。年間48日の休日確保。

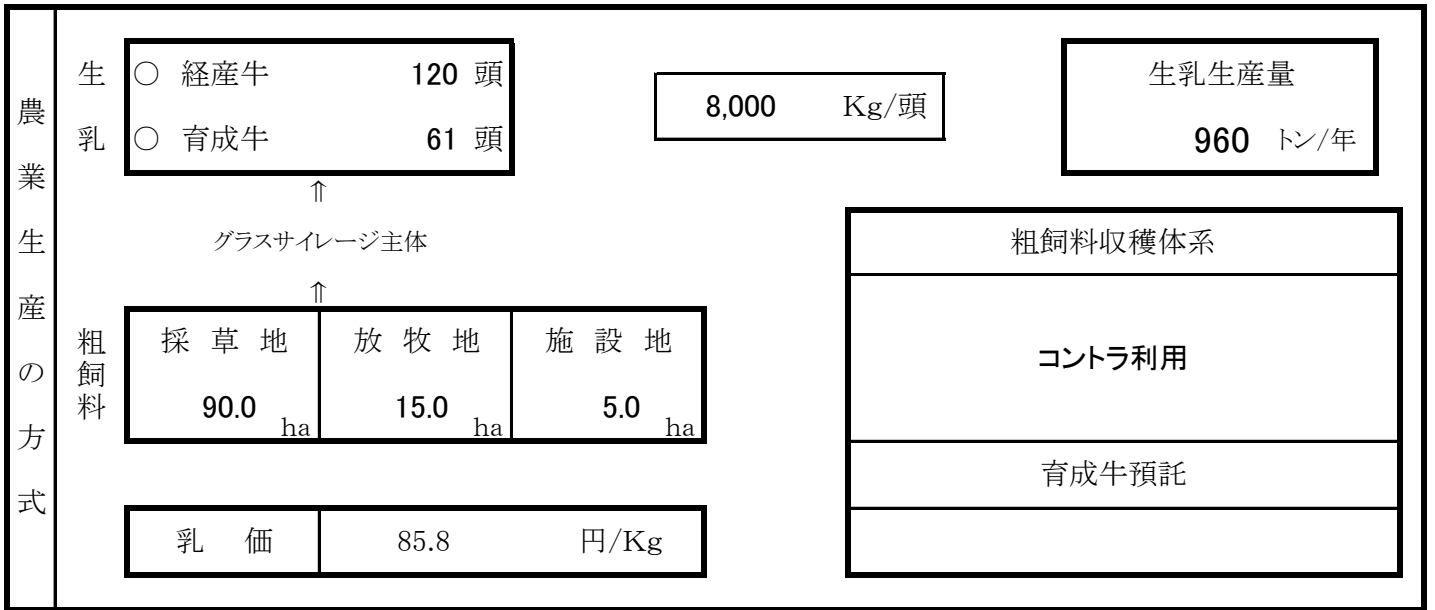
○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	94,605	農業所得率②	14.8 %	家族総労働時間 6,298	
生乳	82,368	農業所得③	27,144 千円		
個体	12,237	農業所得率④	28.7 %		
その他		見積自家労賃	8,920 千円		
		農業利益	5,121 千円	経営主	1,947
		農業利益率	5.4 %	経営主婦人	1,034
		農家所得	14,041 千円	後継者	1,947
経営費計	80,564	キャッシュフロー	27,144 千円	後継者婦人	1,034
減価償却費	13,103	事業主勘定	12,000 千円		
農業所得①	14,041			雇用労働時間	
※①②=経営費に減価償却費を含む ③④=経営費に減価償却費を含まない				336	

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 VI 型	經營規模	經產牛 120 頭
------	-----------	------	-----------

【フリーストール・ミルクングバーラー・TMR・搾乳ロボット・コントラ】



○生産状況

分類	種類名 区分		頭数	単位生産	生産量
			(頭)	(Kg/頭)	(t)
家畜	經產牛		120	8,000	960
	育成牛		61		
				販売頭数 ・廢用牛 28 頭 ・初生牛 80 頭 ・黒毛和牛 0 頭 ・初妊牛 0 頭	
	常時飼養頭数		181	合計	108 頭

○ 施設・機械等

分類	区分		所有	区分	所有	
建物・施設	FS牛舎		1	トラクター本機	3	
	FS育成舎		1	フロントローダ	1	
	哺育・乾乳・分娩舎		1	ブロードキャスター	1	
	飼料調製庫		1	スラリーストア	1	
	バンガーサイロ		6	尿散布機	1	
	車庫		2	マニユアスプレッダー	1	
	倉庫(D型ハウス)		1	モアコンディショナー	1	
				ロールベアラー	1	
				テッダーレーキ	1	
				ベールラッパー	1	
				トラック	2	
				軽トラック	1	
	飼養部	バルククーラー		1		
		搾乳ロボット		2		
バーンスクレッパー			1			
サイレンジカッター			1			
TMRミキサー			1			
スキッドローダー			1			
自動給餌ロボット			1			
コンピュータ			1			
換気扇			14			
曝気ポンプ			1			
スラリーストア		1				
トラクター		1				
除雪機		1				
電気牧柵機		1				

分類	作物名 区分		面積	単位生産	生産量
			(ha)	(Kg/10a)	(t)
粗飼料	牧草	採草	90.0	3,700	333
	牧草	放牧	15.0	3,100	47
經營面積 計			105.0	うち借入地 9.7 ha	
施設用地			5.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
4 人	0 人	3 人

◎ 経 営 の 概 要 ◎

フリーストール方式・ミルクパラー方式で牛群管理。経産牛120頭・年間960トンを旨す経営体。搾乳ロボットの導入により労働時間の軽減を図る。

牛舎はフリーストール120頭タイプ。更新産次4産、分娩間隔13.0月で収益率を上げるのが特徴。搾乳牛は自家更新。

牧草の栽培管理、サイレージ調製作業はコントラ利用。2年に1度タンカル施用。放牧地利用は夏期間制限放牧。

飼料はTMR調製飼料と放牧主体。集約放牧地がある程度確保されていることが条件。冬期飼料はきざみグラスサイレージ。

草地更新作業は耕起による完全更新と簡易更新を組み合わせるコントラ委託で進める。糞尿処理はスラリーで草地に全量還元し化学肥料の低減を図る。

育成牛(6～24ヶ月)の1/5は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

酪農技術センター、酪農ヘルパー等の利用により乳牛飼養管理、乳質向上、適正な施肥管理、良質粗飼料の確保を図りコスト低減、経営の合理化を図る。年間48日の休日確保。

○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	94,605	農業所得率②	13.6 %	家族総労働時間 3,941	
生乳	82,368	農業所得③	26,487 千円		
個体	12,237	農業所得率④	28.0 %		
その他		見積自家労賃	5,385 千円		
		農業利益	7,477 千円	経営主	1,999
		農業利益率	7.9 %	経営主婦人	1,600
		農家所得	12,862 千円		
経営費計	81,743	キャッシュフロー	26,487 千円		
減価償却費	13,625	事業主勘定	8,000 千円		
農業所得①	12,862			雇用労働時間	
※①②＝経営費に減価償却費を含む ③④＝経営費に減価償却費を含まない					342

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 VII 型	經營規模	經產牛 240 頭
------	------------	------	-----------

【フリーストール・ミルクングパーラー・TMR・コントラ】

農業生産の方式	生乳	○ 經產牛 240 頭	8,000 Kg/頭	生乳生産量 1,920 トン/年	
		○ 育成牛 122 頭			
		↑ グラスサイレージ主体			
	粗飼料	採草地 175.0 ha	放牧地 30.0 ha	施設地 5.0 ha	粗飼料収穫体系 コントラ利用 育成牛預託
		乳 価 85.8 円/Kg			

○生産状況

分類	種類名 区分	頭数 (頭)	単位生産 (Kg/頭)	生産量 (t)
家畜	經產牛	240	8,000	1,920
	育成牛	122		
			販売頭数 ・廢用牛 56 頭	
			・初生牛 160 頭	
			・黒毛和牛 0 頭	
			・初妊牛 0 頭	
常時飼養頭数		362	合計	216 頭

○ 施設・機械等

区分	所有	区分	所有	
建物	FS牛舎	1	トラクター本機	3
	FS育成舎	1	フロントローダ	1
	哺育・乾乳・分娩舎	1	ブロードキャスター	2
	飼料調製庫	1	スラリータンカー	1
	バンガーサイロ	12	尿散布機	1
	車庫	2	マニユアスプレッダー	1
	倉庫(D型ハウス)	2	モアコンディショナー	2
			ロールベアラー	2
			テッダーレーキ	2
			ベールラッパー	2
飼養部	ミルクングパーラー	1	トラック	3
	バルククーラー	1	軽トラック	1
	バーンスクレッパー	1		
	サイレージカッター	1		
	TMRミキサー	1		
	スキッドローダー	1		
	自動給餌ロボット	2		
	哺育ロボット	1		
	コンピュータ	1		
	換気扇	28		
門	曝気ポンプ	1		
	スラリーストア	1		
	トラクター	1		
	除雪機	1		
	電気牧柵機	1		

分類	作物名 区分	面積 (ha)	単位生産 (Kg/10a)	生産量 (t)
粗飼料	牧草 採草	175.0	3,700	648
	牧草 放牧	30.0	3,100	93
經營面積 計		205.0	うち借入地	18.9 ha
施設用地		5.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
6 人	人	4.8 人

◎ 経 営 の 概 要 ◎

フリーストール方式・ミルクパーラーは16頭Wヘリングボーン方式。雇用労働を導入し経産牛240頭・年間1,920トンを目指す経営体。哺育ロボットの導入により労働時間の軽減を図る。

牧草の栽培管理、サイレージ調整作業は全面コントラで実施。粗飼料はきざみグラスサイレージ。飼料給与方式はミキシングワゴンを利用しTMRで給与する。放牧地利用は夏期間制限放牧。

草地更新作業は耕起による完全更新と簡易更新を組み合わせコントラ委託で進める。糞尿処理はスラリーで草地に全量還元し化学肥料の軽減を図る。

育成牛(6～24ヶ月)の1/5は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

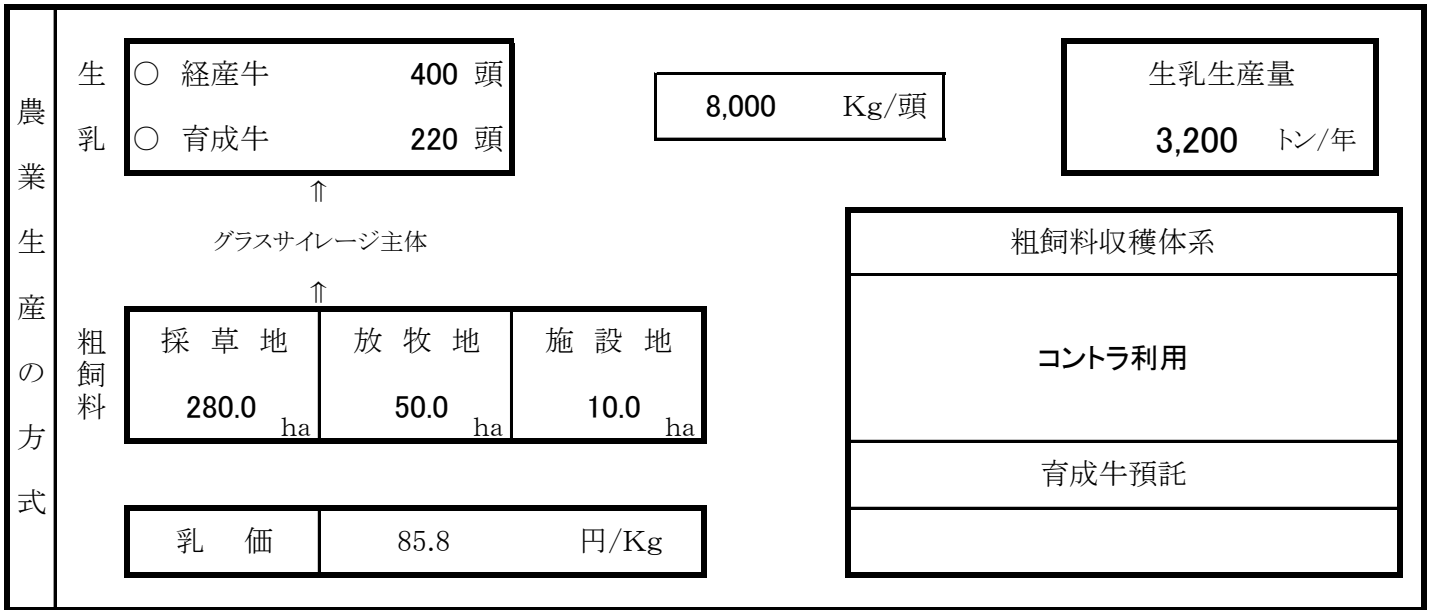
○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	189,262	農業所得率②	17.1 %	家族総労働時間 10,384	
生乳	164,736	農業所得③	53,192 千円		
個体	24,526	農業所得率④	28.1 %		
その他		見積自家労賃	14,170 千円		
		農業利益	18,231 千円	基幹作業員	6,346
		農業利益率	9.6 %	その他従業員	3,126
		農家所得	32,401 千円		
経営費計	156,861	キャッシュフロー	53,192 千円		
減価償却費	20,791	事業主勘定	18,000 千円		
農業所得①	32,401			雇用労働時間	
※①②＝経営費に減価償却費を含む ③④＝経営費に減価償却費を含まない					912

【酪農專業經營】

經營類型	酪農專業 VIII 型	經營規模	經產牛 400 頭
------	-------------	------	-----------

【フリーストール・ミルクングバーラー・TMR・コントラ】



○生産状況

分類	種類名 区分	頭数 (頭)	単位生産 (Kg/頭)	生産量 (t)
家畜	經產牛	400	8,000	3,200
	育成牛	220		
				販売頭数 ・廢用牛 101 頭 ・初生牛 270 頭 ・黒毛和牛 0 頭 ・初妊牛 0 頭
	常時飼養頭数	620	合計	371 頭

○ 施設・機械等

区分	所有	区分	所有	
建物	FS牛舎	1	トラクター本機	4
	FS育成舎	1	フロントローダ	2
	哺育・乾乳・分娩舎	1	ブロードキャスター	2
	飼料調製庫	2	スラリートンカー	2
	バンガーサイロ	20	尿散布機	2
	車庫	3	マニユアスプレッダー	2
	倉庫(D型ハウス)	3	モアコンディショナー	2
			ロールベアラー	2
			テグダーレーキ	2
			ベールラッパー	2
施設			トラック	3
			軽トラック	1
飼養部	ロータリーパーラー	40頭タイプ		
	バルククーラー	1		
	バーンスクレッパー	2		
	サイレージカッター	1		
	TMRミキサー	1		
	自動給餌ロボット	2		
	哺育ロボット	1		
	コンピュータ	1		
	換気扇	48		
	曝気ポンプ	2		
スラリーストア	1			
トラクター	1			
除雪機	1			
電気牧柵機	1			

分類	作物名 区分	面積 (ha)	単位生産 (Kg/10a)	生産量 (t)
粗飼料	牧草 採草	280.0	3,700	1,036
	牧草 放牧	50.0	3,100	155
經營面積 計		330.0	うち借入地 30.4 ha	
施設用地		10.0		

家族労働人数	常時雇用人数	◎ 労働力換算
10 人	1 人	10.2 人

◎ 経 営 の 概 要 ◎

フリーストール方式・ミルクパーラーはロータリー方式(40頭タイプ)で牛群管理。雇用労働力を導入し経産牛400頭・年間3,200トンを旨す経営体。哺育ロボットの導入により労働時間の軽減を図る。

牧草の栽培管理、サイレージ調整作業は全面コントラで実施。粗飼料はきざみグラスサイレージ。飼料給与方式はミキシングワゴンを利用しTMRで通年給与する。

草地更新作業は耕起による完全更新と簡易更新を組み合わせるコントラ委託で進める。糞尿処理はスラリーで草地に全量還元し化学肥料の軽減を図る。

育成牛(6～24ヶ月)の1/5は農協育成牧場預託。ET等による牛群資質の向上及び条件を整えば肉専用種を経営に補完。

労働力は、基幹作業員10名のほか常時雇用者1名を雇用。

○主な経営成果

収支区分	金額(千円)	経営成果の要約		時間(hr)	
収益計	316,563	農業所得率②	16.5 %	家族総労働時間 18,570	
生乳	274,560	農業所得③	84,597 千円		
個体	42,003	農業所得率④	26.7 %		
その他		見積自家労賃	27,779 千円		
		農業利益	24,443 千円	基幹作業員	16,580
		農業利益率	7.7 %	その他従業員	1,990
		農家所得	52,222 千円		
経営費計	264,341	キャッシュフロー	84,597 千円		
減価償却費	32,375	事業主勘定	46,000 千円		
農業所得①	52,222			雇用労働時間	

※①②＝経営費に減価償却費を含む ③④＝経営費に減価償却費を含まない

## 畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
育成牛 肉用牛 専業	(1)作目・面積等 牧草 14.2ha 繁殖牛 育成牛（ホル、 F1、黒毛） (2)経営面積 草地面積 14.2ha 飼養施設一式	〈機械施設装備〉 繁殖舎 1棟 育成牛舎 1棟 草舎 1棟 倉庫(D型ハウス) 1棟 堆肥舎 1棟 農機具一式	・良質粗飼料活用した 育成管理 ・パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 ・飼養部門と飼料生産 部門の経営分析 ・各種経営管理ツール を活用した経営改善 ・資金繰り表等による 資金管理	〈労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 1名

### [組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 専業	(1)作目・面積等 繁殖豚 500頭 肥育豚 8,000頭 (2)経営面積 飼養施設一式	〈機械施設装備〉 繁殖舎 1棟 分娩舎 1棟 子豚舎 1棟 肥育舎 1棟 隔離豚舎 1棟 管理舎 1棟 消毒倉庫 1棟 豚出荷台 1棟 堆肥化施設 1棟 尿液処理施設 1棟  〈その他〉 *豚群ロット管理（衛 生面）によるオールイ ン・オールアウトの徹 底管理を行う。 *糞尿処理施設の自動 化を行う。 *飼養衛生管理基準を 遵守し、豚舎や周辺環 境の美化及び健康管理 や農作業の安全に努め る。	・パソコンによるデー タ管理、経営分析を行 う。 ・資金繰り表による資 金管理 ・粗利益（粗収入－直 接経費）の把握による 月別収益の変動の管理 ・労働管理（人事、教 育、福利厚生等）の充 実	〈労働力〉 基幹従業者 2人 補助従事者 6人  *雇用の確保によ る定期的な休日、 休暇の確保 *農作業事故への 対応等のため保険 等に加入する。



### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
95%	

また、効率的かつ安定的な農業経営における農地の面的集積の割合が高まるように努める。

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

##### ① 農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状

認定農業者への農地の集積状況は、各種農業・農村整備事業による牧草地を主体とした酪農経営により戸別経営規模の拡大に伴って進められてきた。現在、法人設立による新たな農業経営の展開も進められている。なお、農業者の平均年齢は概ね50歳、後継者のいる割合は概ね全体の6割という現状である。

##### ② それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し

今後、高齢化、後継者不在による離農等が進むことが懸念される中、受け手の確保、遊休地の防止、牧草地の生産維持が課題となっている。

##### ③ 将来の農地利用のビジョン

認定農業者の育成・確保、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図り、新規就農者の育成・確保を図っていくとともに、これらの者への農地の面的集積の実現を進めていく。

##### ④ これを実現するための具体的な取組の内容

認定農業者制度の普及活動の実施、法人設立に関する助言活動、研修会の実施、新規就農のための研修体制の一層の整備、新規就農者に提供する農地情報の整備、地域ぐるみで行う土地利用に関する話し合いの促進、余暇の充実・労働軽減のためコントラクターの整備や酪農ヘルパー制度など外部委託の活用を図っていく。

##### ⑤ 関係機関及び関係団体との連携等

町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と十分なる相互の連携の下で、遊休農地や離農予定者の情報を共有し、認定農業者や新規就農者への農地の集積が図られるよう努める。

### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

浜中町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、浜中町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行なう農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、以下各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第29号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行なう場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)法第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 浜中町長への確約書の提出や浜中町長との協定の締結を行なう等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行なうため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行なわれる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 浜中町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 浜中町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 浜中町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 浜中町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

① 浜中町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行なおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行なった結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画に定めるべき旨を要請することができる。

② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行なう作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 浜中町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申し出を行なう場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

① 浜中町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 浜中町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行なおうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、浜中町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 浜中町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、浜中町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名、名称及び住所
  - ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
  - ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
  - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
  - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
    - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
    - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨の条件
    - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める)
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
  - (イ) 原状回復の費用の負担者
  - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め
  - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

浜中町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

浜中町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

浜中町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

浜中町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 浜中町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺に地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 浜中町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に掲げる賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしな

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 浜中町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

④ 浜中町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 浜中町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分及び中間保有機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」という。)との連携の下に、普及啓発活動等を行なうことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 浜中町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

浜中町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を浜中町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 浜中町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 浜中町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定



- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 浜中町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、浜中町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更を使用とする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を浜中町に届け出るものとする。

③ 浜中町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### (8) 農用地利用改善団体の勸奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 浜中町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 浜中町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(北海道農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、浜中町地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

浜中町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

浜中町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、有限会社浜中町就農者研修牧場の機能を通して生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のあるものが幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実と営農計画、技術、青色申告の習得など、さらには先進的な農業経営等での実践的研修による農業経営者等の養成を支援するとともに、農業経営の合理化の推進、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的な態様等の改善に取り組むとともに、酪農ヘルパー制度の充実にも努め、休日の増加を図る中で、就労条件・環境の整備を進め、人材の育成・確保を推進する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

農業経営の目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を活用し、情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等から研修等の受入を行う。

#### ② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町、農業協同組合、農業改良普及センター、指導農業士など関係機関と連携・協力して研修や営農指導などの就農前後のフォローアップのため、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切にできる仕組みを強化する。

## ② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

## ③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた技術や経営ノウハウについての習得については有限会社浜中町就農者研修牧場等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業協同組合、農業改良普及センター、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化の促進に必要なその他関連施策との連携

浜中町は、前記1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化を促進するために必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 浜中町は、自給飼料増産を図るため、農地整備、排水改良等をこれまで計画的に実施しており、平成21年度から道営草地整備事業(浜中東部地区)、平成22年度から同事業(浜中西部地区)が実施され、生産の拡大とゆとりある農業を目指し、土、草、牛が調和する放牧を主体とした酪農を推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体が、経営発展と農村環境の向上を図っていく上で必要な条件整備を図るものとする。

イ 浜中町は、国営環境保全型かんがい排水事業の実施により家畜ふん尿をスラリー化し、適正に農地還元し有効活用することにより、化学肥料を節減・良質な牧草を収穫し、河川を浄化する排水路整備と併せ生産性の向上、経営の安定化、環境保全等循環型農業の確立を図るものとする。

ウ 浜中町は、農協育成牧場等の機能や酪農技術センターの各種分析機能の充実と活用、併せて農作業受委託事業の拡充促進など酪農支援システムの一層の強化により労働時間の軽減、ゆとりある農村生活環境の推進に努める。

エ 浜中町は、地域農業の振興に関するその他施策を行なうに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

浜中町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ浜中町農業政策推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

同会議は、この検討結果を踏まえ今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立し関係機関が一体の合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進するものとする。

## ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、浜中町地域担い手育成総合支援協議会と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、浜中町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

浜中町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、今後、高齢化・後継者不在による離農の進むことが懸念される中、農地が大量に供給されることが予想される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行なっている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の貸し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 浜中町における農地利用集積円滑化事業は、町の全部又は一部の区域を事業実施地域として行なうことを基本とする。
- ② 浜中町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、集落を単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農用地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農用地利用改善団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、町が事業実施の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

#### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委託を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行なおうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、浜中町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。

② 浜中町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者がその所有する農地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 浜中町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 浜中町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 浜中町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 浜中町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 浜中町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反をしたとき。

④ 浜中町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示により公告する。

### (4) 浜中町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 浜中町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

- ② 浜中町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規定を定めようとするときは、浜中町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 浜中町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 浜中町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④および⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方  
農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
  - ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
  - ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
  - ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
    - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
    - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
    - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。



この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

- (7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
  - ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
  - ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。
- (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
  - ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
  - ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
  - ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。
- (9) 他の研修機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 浜中町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 浜中町、浜中町農業委員会、浜中町農業協同組合、浜中酪農協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成21年3月2日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年5月6日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成23年11月15日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成29年1月20日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥の関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行なうものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
  - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は、農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。